

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例（平成30年12月21日京都市条例第34号）（選挙管理委員会事務局選挙課）

公職選挙法の一部改正に伴い、衆議院議員等の選挙における選挙の公営制度に準じ、京都市議会議員の選挙について、選挙運動用ビラの作成の経費を本市が負担するために必要な事項を定めようとするものです。

この条例は、平成31年3月1日から施行することとします。

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 34 号

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例

京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、長の選挙における」及び「並びに議員及び長の選挙における」を「、」に改める。

第7条前段中「長」を「議員及び長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局選挙課)